

瑞浪市業務継続計画

<別冊附属資料> 非常時優先業務一覧

令和7年2月改訂

瑞浪市

Ⅰ. 非常時優先業務の選定基準

本計画で選定する非常時優先業務は、優先度の高い通常業務、災害応急対策業務及び優先度の高い災害復旧業務とし、選定基準は、次表のとおり、市民の生命、身体及び財産の保護、並びに社会経済活動の維持への影響の度合いにより定める。

【選定基準】

着手時間（以内）	優先度	選定基準（影響の度合い）	
3 時間	A	業務に着手しないことにより、市民の生命、身体及び財産の保護、並びに市内の社会経済活動の維持に対して	重大な影響を及ぼす
1 日	B		相当な影響を及ぼす
3 日	C		影響を及ぼす
1 週間	D		ある程度の影響を及ぼす
2 週間	E	災害復旧・復興業務や通常業務の中で、優先度が高い	

*被害や参集状況により着手時間が前後することはやむを得ないものとし、職員は迅速な業務遂行に向けて努めるものとする。